第百九十条第一項中「市町村」の下に「（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）」を、「より」の下に「文化財に関して優れた識見を有する者により構成される」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。

第百九十一条第一項中「都道府県」の下に「及び市町村」を、「教育委員会」の下に「（当該都道府県及び市町村が特定地方公共団体である場合には、当該特定地方公共団体）」を加える。

第十二章に次の一節を加える。

第四節　文化財保存活用支援団体

（文化財保存活用支援団体の指定）

第百九十二条の二　市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体（以下この節において「支援団体」という。）として指定することができる。

2　市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。

4　市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（支援団体の業務）

第百九十二条の三　支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。

二　当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

三　文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。

四　文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。

五　前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。

（監督等）

第百九十二条の四　市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2　市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3　市町村の教育委員会は、支援団体が前項の規定による命令に違反したときは、第百九十二条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4　市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（情報の提供等）

第百九十二条の五　国及び関係地方公共団体は、支援団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

（文化財保存活用地域計画の作成の提案等）

第百九十二条の六　支援団体は、市町村の教育委員会に対し、文化財保存活用地域計画の作成又は認定文化財保存活用地域計画の変更をすることを提案することができる。

2　支援団体は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第九十条第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、当該文化財について第百八十三条の五第一項の規定による提案をするよう要請することができる。

第百九十五条第一項中「き棄し」を「毀棄し」に、「禁錮」を「禁錮」に、「三十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「禁錮」を「禁錮」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第百九十六条第一項中「き損し」を「毀損し」に、「禁錮」を「禁錮」に、「三十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「禁錮」を「禁錮」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第百九十七条中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

第百九十八条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「で準用する」を「において準用する」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第二号中「で準用する」を「において準用する」に改め、同条第三号中「で準用する」を「において準用する」に、「き損」を「毀損」に改める。

第二百二条第二号及び第三号中「で準用する」を「において準用する」に改め、同条第五号中「第五十四条」を「第五十三条の六（第八十五条の四（第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条」に、「で準用する」を「において準用する」に改め、「第五十五条」の下に「、第六十七条の五（第九十条の四及び第百三十三条の四において準用する場合を含む。）」を加え、「第百三十条」を「第七十六条の四（第八十九条の三において準用する場合を含む。）、第百二十九条の五（第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第百三十条」に改める。

第二百三条第一号中「で準用する」を「において準用する」に改め、同条第二号中「で準用する」を「において準用する」に改め、「第四十三条の二第一項」の下に「、第五十三条の四若しくは第五十三条の五（これらの規定を第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「第七十三条」を「第六十七条の四、第七十三条」に改め、「第八十四条第一項本文」の下に「、第八十五条の三（第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第九十条の三」を、「第百二十七条第一項」の下に「、第百二十九条の四（第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第百三十三条の三」を加え、同条第三号中「で準用する」を「において準用する」に改める。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第二条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第二号中「文化財の保護に関すること」を「次号に掲げるもの」に改め、同項に次の一号を加える。

三　文化財の保護に関すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

第四条　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「教育委員会」の下に「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）」を加える。